

うるま感動キャンペーン参画における Q&A

令和2年7月17日版

| 質 問 | 回 答 |
|---|--|
| ①参画対象となる事業者はどのような業種ですか？ | うるま市内に主たる事業所のある事業者で、市内観光商品(施設・体験)を扱う事業者、および土産品、工芸品を製造販売する事業者 ・観光施設 ・観光体験メニューを扱う事業者 ・観光土産を生産・製造及び販売している事業者 ・観光関連宿泊施設 |
| ②同一経営者が市内で二つ以上の対象業種を運営している場合、その数に応じて参画することができますか？ | 対象業種を複数有している場合は重複して申請することは出来ません。 |
| ③対象者を教えてください。 (対象者となりますか？) | ①に該当する事業者で以下の全てに該当する方が対象となります。 ・4月1日時点において、うるま市内で対象事業を営営する事業者で、申請日時点において営業を継続し今後も営業を継続する方 ・関係法令を満たしていること ・令和2年4月に施行された食品表示法に適応した一括表示のある商品を取り扱う事業者(食品の場合) ・消費者保護の視点から、損害に対する保険に加入していること(PL 保険・製造責任者保険等・旅館賠償保険等) ・令和2年4月から12月までの利用者数等の実績報告書提出が可能なもの |
| ④申請に必要な書類を教えてください。 | ・うるま感動キャンペーン参画申請書 ・申請者の概要がわかる書類(生産・製造及び販売・旅館業の営業に必要な許認可書写し等) ・その他事務局が必要と認める書類 |
| ⑤うるま市在住ですが市外で対象業種を営んでおりますが参画できますか？ | 申し訳ございません。うるま市内で営業する事業者のみが参画可能となっております。 |

※上記以外でご質問のある方はお問い合わせください。